

収支内訳書（農業所得用）の書き方について

2019

阿蘇市役所 税務課

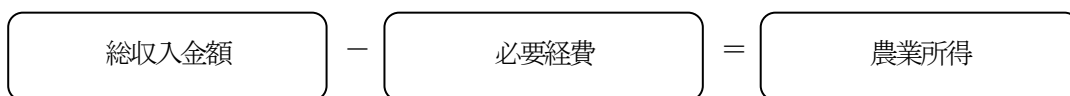
1. はじめに

所得税の確定申告に必要な「収支内訳書（農業所得用）」あるいは住民税の申告に必要な「農業所得決算書」（以下、「収支内訳書等」といいます。）は、その年の農業経営の総決算であり、自己の経営診断に最も適した資料だといえます。収支内訳書等を作成することで、昨年とその内容を比較し、考察することで、これからの農業経営を向上させる大きな手助けになることでしょう。

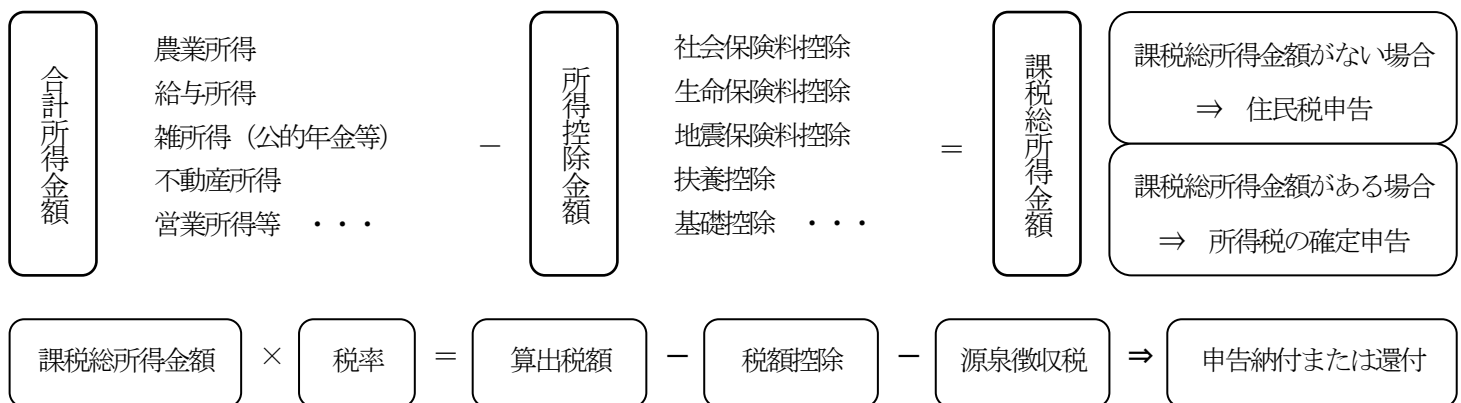
また、国民健康保険税の算定には所得がなくても申告をしないと軽減が受けられません。申告者自身が収支内訳書等を作成し、必ず申告していただきますようお願いいたします。

2. 農業所得の計算から申告書の提出まで

1) 農業所得は、総収入金額から必要経費を差し引いて計算します。



2) 各種所得の金額から所得税額を計算するまでの過程の概要は、次のとおりです。



このように、収支内訳書等を作成し、農業所得を確定させなければ、住民税申告でよいのか、所得税の確定申告において納付しなければならないのか、還付されるのかは決まりません。

○ 所得控除

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害等による出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くことになっているものです。

また、一部の所得控除について、所得税と住民税で相違が見られるのは、住民税はより広い範囲の住民に負担を求めようとするものであるということがいえます。

（基礎控除…所得税 38 万円が住民税 33 万円、地震保険料控除…所得税最高 5 万円が住民税最高 2 万 5 千円など）

○ 住民税の申告

所得税においては、申告納税制度がとられていますが、住民税においては、賦課課税制度であり、所得の計算や税額計算を適正に行うための課税資料として、3 月 15 日までに申告書を提出しなければなりません。

3. 「収支内訳書」作成の流れ

① 資料の収集（営農通帳・請求書・領収書やレシートを整理しておきます）



② 資料仕訳（収入 or 支出、農業用 or 家事用、免税牛以外 or 免税牛 などと振り分けて整理します）



③ 明細書の作成（仕訳した資料を項目ごとに書き出していきます）



④ 収支内訳書の作成（明細書を収支内訳表に転記していきます）



⑤ 確定申告会場へ持参

1) 資料の収集

《収入金額にかかる主な資料》

- 営農預金通帳（こまめに記帳し、まとめ記帳があれば「まとめ記帳明細表」を金融機関に依頼）
- 米穀引渡明細書（出荷明細書）
- 青果出荷明細書
- 直売所での販売明細書等
- 産地づくり交付金入金出金明細書 等の交付通知書
- 肉用牛売却証明書

《必要経費にかかる主な資料》

- 営農預金通帳
- JA 購買部明細書
- 農業用資材の借用返済明細書
- カントリーエレベーターやライスセンターの利用明細書・領収書
- 新規購入した農業機械の領収書または返済明細書
- 固定資産税課税明細書
- 土地改良賦課金明細書

2) 資料の仕訳（整理）

収入金額と必要経費に仕訳をしたら、さらに科目毎に仕訳します。その際に取引先毎、取引月日順に整理すると分かりやすくなります。

営農預金通帳に振り込まれたものには、収入金額から必要経費を差し引いた「差額」である場合があります。販売明細書等をよく確認して、収入金額と必要経費にそれぞれ仕訳してください。

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用を受ける場合には、免税牛に係るもの、その他のもの及び共通のものに仕訳します。

3) 明細書の作成（書き出し）

仕訳（整理）した科目毎に書き出し、明細書を作成します。

この際に消費税課税対象者となる場合は、課税売上や課税仕入れを把握できるように仕訳しておくことが大切です。

4) 収支内訳書の作成

作成した明細書を収支内訳書等へ転記します。

収支内訳書等の計算に従い、農業所得金額を計算します。肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用を受ける場合には、免税牛以外の分と免税牛分の収支内訳書を分けて作成します。

4. 家事上の費用について

衣料費や食費などの家事上の費用、農業用建物兼住宅について支払った賃借料や固定資産税、修繕費のうち、住宅部分に対応する費用、水道料や電気料、燃料費などのうちに含まれている家事分の費用は必要経費になりません。

必要経費の中にこのような費用が含まれている場合には、これらの金額を除外します。家事分と事業分の区分は、使用面積や保険金額、点灯時間など適切な基準によってあん分計算します。

5. 専従者控除について

あなたと生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が本年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族（事業専従者）1人につき、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。

(1) 860,000円（その事業専従者が配偶者以外の親族である場合は、500,000円）

(2) 専従者控除前の所得金額(⑮) ÷ (事業専従者数+1)

6. 各科目の具体例

※主な項目を例示したものであり、全てを網羅しているわけではありません。税務署発行の『収支内訳書（農業所得用）の書き方』等もご覧下さい。

科目		具体例	
収入金額	販売金額	① 本年中の販売金額（ <u>出荷の際の手数料等が差し引かれる前の金額</u> ）を記入します。水稻、加工用米、大豆、イチゴ、トマト、花き、キャベツ、アスパラガス、肉用牛・・・	
	家事消費・事業消費金額	② 農産物を家事及び雇人費の現物支給などのために消費した場合に、収穫した時の生産者販売価額により計算して記入します。自家保有米、贈与した保有米、自家用等そ菜・・・	
	雑収入	③ 収穫共済金、共済無事戻し金、出荷奨励金、価格差補てん金、農作業受託料、機械オペレータ収入、利用料戻し、従事分量配当、中山間地域等直接支払交付金、利子補給金・・・	
	農産物の棚卸高	⑤・⑥ 収穫時の生産者販売価額により計算して記入します。なお、米麦等の穀物以外の農産物で数量がわずかなものについては、棚卸しを省略しても差し支えありません	
経費	雇人費	⑧ 常雇・臨時雇人などの労賃。自家労賃は必要経費になりません	
	小作料・賃借料	⑨ 小作料、農地の賃借料、共同機械・施設の利用料	
	減価償却費	⑩ 建物、農機具、車両、搾乳牛などの償却費	
	貸倒金	⑪ 売掛金などの貸倒損失	
	利子割引料	⑫ 事業用資金の借入金の利子。元金の返済額は必要経費になりません	
	その他の経費	租税公課	イ 税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額、農業協同組合賦課金、水利費、農用固定資産税、農用自動車税など。所得税、住民税、国民健康保険税などは必要経費になりません
		種苗費	ロ 種もみ、苗類、種いもなどの購入費用
		素畜費	ハ 子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料
		肥料費	ニ 肥料の購入費用。化成肥料、液肥、堆肥・・・
		飼料費	ホ 飼料の購入費用。配合飼料、粗飼料、鈹塩代・・・
農具費		ヘ 1個又は1組の取得価額が10万円未満か使用可能期間が1年未満の農具の購入費用。鎌、鍬、スコップ・・・	
農薬衛生費	ト 農薬の購入費用や共同防除費。農薬代、家畜薬代、削蹄料・・・		

諸材料費	チ	ビニール、トタン、ロープ、釘、針金などの諸材料の購入費用
修繕費	リ	農機具、農用自動車、建物及び施設などの修理に要した費用
動力光熱費	ヌ	電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費
作業用衣料費	ル	作業衣、長靴などの購入費用。作業靴、軍手、作業帽子・・・
農業共済掛金	ヲ	水稻、果樹、家畜などに係る共済掛金。農用自動車の保険料・・・生命保険料、農業者年金保険料は必要経費になりません。
荷造運賃手数料	ワ	出荷の際の包装費用、運賃や出荷（荷受）機関に支払う手数料。市場手数料、予冷費、共同選果料、廃プラ処理料、子牛登録料・・・
土地改良費	カ	土地改良事業の費用や客土費用。永久資産取得費は必要経費になりません
(余白)	ヨ・タ レ・ソ	作業委託料、抛出金、共同取組活動費（中山間地域等直接支払交付金）、放牧預託料・・・
雑費	ツ	農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費。事務消耗品費、専門図書代・・・

7. 次の収入は農業所得の収入金額にはなりません、資料をそろえて申告時に持参してください。

- ア、農協等から受け取る出資配当金 ⇒ 配当所得
- イ、小作契約に基づく収入 ⇒ 不動産所得
(注意・・・委託契約による収入金額は農業所得の収入金額となります)
- ウ、農業用資産の譲渡収入 ⇒ 譲渡所得
- エ、建物更生共済の満期共済金 ⇒ 一時所得
- オ、電柱の敷地料等 ⇒ 不動産所得（または農業の雑収入）
- カ、太陽光発電による余剰電力売電収入 ⇒ その他雑所得

【外国人技能実習生について】

管理団体（農業協同組合等）が技能実習生を受け入れ、実習実施機関で技能実習を実施する場合の申告や国民健康保険税についてお知らせします。

1. 給与・研修手当

入国当初から継続して一年以上雇用が見込まれる外国人（居住者に該当）は、日本人同様に源泉徴収税額表により、源泉徴収を行う必要があります。よって、実習実施者は年末調整を行ったり、技能実習生自身が確定申告をする必要があります。

2. 国民健康保険の資格と国民健康保険税

入国時より国民健康保険の被保険者となります。

入国時、前年中の国内での合計所得金額について申告をされないと、国民健康保険税の軽減措置を受けられませんので、必ず申告されてください。

また、国民健康保険の資格喪失手続きは、入国管理局からの通知があつてからとなる場合があり、出国後に国民健康保険税が更正されることとなります。

国民健康保険税の未納・過納を防ぐために、出国手続きの際には税務課にてご確認をお願いします。

3. 申告

入国時は、国民健康保険の被保険者となるため、国民健康保険税の申告をしていただく必要があります。

す。入国の翌年からは、実習実施者によって年末調整を行っていただく必要があります。年末調整ができていなかったり、年の途中で帰国する場合は確定申告が必要です。(ただし、租税条約の適用により課税が免除される場合、所轄税務署に「租税条約に関する届出」の提出が必要です。当該届出を提出された後に市役所にその写しを提出してください。)

◆事業収入を有する方へ

事業収入を有する方は、収支の確認に必要な場合がありますので、事業用の通帳をお持ちいただきますようお願いいたします。併せて、1月1日から12月31日まで記帳がされているかご確認ください。また、長期間記帳していなかった場合、合計記帳となる場合があります。合計記帳された期間は、通帳で明細が確認できませんので、銀行等の窓口でお申し出いただき明細書を取得していただく必要があります。

お問い合わせは・・・
阿蘇市役所 税務課 市民税係
電話 0967-22-3148 (直通)